

倉敷市グリーン調達推進基本方針

1. 目的

近年の環境問題の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムに起因しており、その解決には、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要である。

この基本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「法」という。）に基づき、市自らが率先して環境に配慮した物品等の調達（グリーン調達）を推進することにより、環境負荷の低減を図るとともに、環境への負荷の低減に資する製品等の市場形成、開発の促進に寄与することにより、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指すことを目的とする。

2. 定義

この基本方針及び5の規定に基づき策定する倉敷市グリーン調達方針において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 環境物品等

法第2条第1項各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、役務

(2) 重点調達品目

市が重点的に環境物品等の調達を推進する物品等の種類

(3) 判断基準

重点調達品目に係る環境物品等を判断するための基準

(4) 配慮事項

重点調達品目について、判断基準を満たす環境物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

3. 適用される範囲

この基本方針は、原則として市のすべての組織が行う物品等の調達に適用されるものとする。

4. 基本的な考え方

(1) 物品等の調達に当たっては、価格や品質等において、やむを得ない理由がある場合を

除き、環境物品等を優先して選択するものとする。

- (2) 物品等の調達に当たっては、できる限り資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (3) 物品等の調達に当たっては、事前に調達の必要性と適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制するよう配慮する。
- (4) 調達した環境物品等は、できる限り長期使用及び適正使用に努め、廃棄の際には適正な分別・廃棄方法に配慮し、環境負荷の低減に努めるものとする。

5. 調達方針の策定

この基本方針に基づき、毎年度、倉敷市グリーン調達方針（以下、「調達方針」という。）を策定する。調達方針には、以下の事項を定める。

なお、調達方針の策定に当たっては、契約課、公有財産活用課、情報政策室、出納室、工事検査課の意見を聞き、それを踏まえたものとする。

- (1) 当該年度における重点調達品目とその判断基準及び配慮事項
- (2) 重点調達品目における判断基準を満たす環境物品等の調達目標
- (3) その他環境物品等の調達の推進に関する事項

6. 推進体制等

- (1) グリーン調達については、倉敷市環境保全推進本部設置規程（平成12年倉敷市訓令第18号）に基づく環境管理組織により推進する。
- (2) 物品等の調達を所掌する課等は、調達方針に定める目標が達成されるよう環境物品等の調達に積極的に努める。
- (3) すべての職員は、自らの業務において環境物品等の調達に積極的に努める。

7. 調達実績の報告及び公表

各所属は、物品については年度ごとに調達実績を環境保全推進本部（事務局：環境政策課）へ報告する。公共工事の調達実績については、工事担当課が半期ごとに工事検査課技術管理室へ報告する。事務局は、調達実績を取りまとめ、環境白書等で公表する。

8. 情報の提供

グリーン調達を推進する上で必要な情報の収集及び全庁的な情報の共有化に努める。また、あわせて市民や事業者のグリーン調達の推進に資するため、情報の提供に努める。

9. 物品等納入業者等への協力要請

各部署の物品等購入担当者等は、物品等納入業者等に対し、基本方針及び調達方針を周知し、グリーン調達の推進に協力するように要請することに努める。

10. 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成25年4月1日から施行する。(組織改正により、会計課を出納室に修正)

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成27年4月1日から施行する。(組織改正により、財産活用課を公有財産活用室に修正)

附 則

(施行期日)

この基本方針は、令和3年4月1日から施行する。(組織改正により、情報政策課を情報政策室に修正)

附 則

(施行期日)

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。(組織改正により、公有財産活用室を公有財産活用課に修正)